　　　年度　こどもクラブ利用に関する同意書

※年度ごとに提出してください。提出がない場合は利用申請を受付できません。

※申請児童1人ごとに1枚必要です。様式・年度の異なる同意書は受付できません。

※同意いただけない事項がある場合は、入所できません。

※入所後に以下の事項に反する事実が確認された場合は、退会していただくことがあります。

|  |
| --- |
| 同意事項 |
| １　利用申請にあたり、虚偽の申請を行った際は、利用許可を取り消す場合があること。 |
| ２　こどもクラブの利用料は、月単位（入所・退会時のみ日割り）であること。また、「退会届」や「申請事項変更届」の提出が期日に間に合わなかった場合、遡及による再計算及び返還は行わないこと。 |
| ３　保護者が就労しない状態になる等、こどもクラブの利用要件を満たさなくなった際は、利用許可を取り消す場合があること。  ※利用期間中（当該年度に限る）に離職して求職することになった場合には、おおむね１カ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない場合には、「退会届」を提出していだきます。 |
| ４　入所児童が安全安心に施設を利用するため、こどもクラブが必要とする個人情報（アレルギー疾患、服薬内容、医師の診断書など）の提供に協力すること。 |
| ５　こどもクラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関（市や小学校、こどもクラブ受託法人等）が情報を共有すること。 |
|
| ６　こどもクラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはできないこと。 |
| ７　こどもクラブの利用における児童への対応について、こどもクラブから相談等があった場合は、保護者が誠意と責任をもって協力すること。 |
| ８　「支援員の指示に従わない」、「支援員や他の児童への暴力・迷惑行為」等により、こどもクラブの運営上支障がある場合や、集団生活に適さないと判断される場合は利用許可を取り消すことがあること。 |
| ９　悪ふざけや乱暴な行為により、故意に備品等を壊した場合の損害については、原則、保護者が責任を負うこと。 |

令和　　　　年　　　　月　　　　日

　会津若松市長　あて

**会津若松市のこどもクラブの利用申請にあたり、以上の事項について同意します。**

住所　会津若松市

保護者氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　児童氏名